

写

令和5年8月9日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 倉崎 哲矢

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月9日、長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記特定最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 3 長野県各種商品小売業
ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと